

服装規定

本校生として品位を保つため、次のとおり定め、正しい着こなし方で着用する。

1 制服について*1

	第一標準服	第二標準服
冬服	・上衣 ・スラックス ・ワイシャツ	・上衣 ・スカートあるいはスラックス ・ワイシャツ
夏服	・スラックス ・ワイシャツあるいはポロシャツ	・スカートあるいはスラックス ・ワイシャツあるいはポロシャツ
夏・冬 共通	・ネクタイ*2	・リボンあるいはネクタイ*2
	・セーター ・ソックス*3 (白・紺・黒の無地。ワンポイント可。)	

- *1 本校指定のもの（ワイシャツ・ソックスを除く。ただしワイシャツは白無地のレギュラーカラーとする）
- *2 普段の着用は任意だが、その際はきちんと着用する。入学式・卒業式は着用し、これを正装とする。その他の儀式等も着用する場合がある。
- *3 気候に応じてストッキング（淡橙色・黒色）を着用してもよい。また、その際、ソックスを着用しても良い

2 期間

(1) 冬服：10月1日～5月31日

(2) 夏服：6月1日～9月30日

この期間によらず、気候に応じて冬服・夏服を選択して着用してよい。ただし、入学式・卒業式は冬服を着用し、正装する。また、その他の儀式や校外学習等で服装を指定する場合がある。

3 外套類

- (1) 防寒服は華美でないものとする。
- (2) セーターを着用するときは学校指定のものとする。
- (3) 通学靴は黒又は茶の革靴又は運動靴とする。

4 記章類

冬服時はブレザー左襟に校章をつける。

5 頭髪

特異な髪型はさげ、パーマ・脱色・染色などは禁止する。

6 その他

- (1) 上履・体育館履・体育用ジャージは学年色のものを使用する。
- (2) 異装の必要があるときは、事前にホームルーム担任に申し出、校長の許可を受ける。
- (3) 装飾品等、華美になるものは身につけない。
(ピアス・指輪・ネックレス等)
- (4) 化粧、マニキュア等は禁止する。

アルバイトについて

家庭の事情によりやむを得ない場合はアルバイトを許可する。その場合は所定の許可願を提出し、ホームルーム担任・生徒指導部を経て校長の許可を受ける。ただし、特別の場合を除いて、次のいずれかに該当する場合は許可しない。なお許可された場合でも一定期間後再検討する。

- ア 夜間のアルバイト（20時以降）
- イ アルバイト先が身体の安全又は風紀上好ましくない場合
- ウ 学業成績が不良、又は性行に問題がある場合
- エ 定期考査1週間前から終了までの期間
- オ 災害時の保険・保障がない場合
- カ その他学校が不適當と認めた場合